

## 第 29 号議案

東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程及び東三河都市  
計画事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程の一部改正について

東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程及び東三河都市計画  
事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定  
めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程及び東三河都市  
計画事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「署名押印」を「署名」に改める。

- (1) 東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程（平成 7 年豊川  
市条例第 10 号）第 18 条第 3 項
- (2) 東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程（平成 7 年豊川  
市条例第 11 号）第 18 条第 3 項

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

---

### 理 由

この案を提出するのは、押印を求めている手続の見直しを図るため、土地区  
画整理審議会の議事録における押印を廃止する必要があるからである。